

人権チェックリスト

平成29年

2月号



インターネット上の人権侵害について知っていますか？

インターネット上の人権侵害

近年、ブログやSNSなどを通じて、個人がインターネット上で情報発信をすることが一般的に行われるようになり、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネット上の人権侵害も発生しています。

平成27年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は1,736件（対前年307件増）で、このうち、プライバシー侵害事案が1,041件、名誉棄損事案が485件で、この両事案で全体の88%を占めています。

チェック

インターネットでは、掲示板などに書き込みを行うとその内容がすぐに広まってしまう、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。

私たち一人ひとりがルールとマナーを守り、インターネットを利用しましょう。

ネットで相手を傷つけないために

- 使用する言葉に注意！暴力的な言葉はゼッタイNG！
- 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない！
- 知り合いのアドレスや住所など個人情報を無断で載せない！
- 根拠のないうわさ話は、載せない！
- 雑誌や書籍に載っているマンガ、写真、記事などを勝手に掲載しない！
- チェーンメールは転送しない！
- 他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない！
- 人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない！

※写真によっては位置情報を悪用される場合もあるので掲載注意。

※GPS機能も含め、複数の情報をつなぎ合わせると個人を特定できる場合があるので要注意。

出典：「あなたは大丈夫？ー考えよう！インターネットと人権ー」＜改訂版＞

【企画：法務省人権擁護局 / 制作：(公財)人権教育啓発推進センター】

参考：総務省 安心してインターネットを使うために『国民のための情報セキュリティサイト』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

